1 概要

- ・山形県屋外広告物条例では、5種類の地域区分に応じて屋外広告物を規制している。
- ・特に、第2種特別規制地域は、県外からの来訪者が最初に目にする景観を意識しており、
- 一般広告物を設置することはできず、自家広告物は面積・高さが制限される。

【第2種特別規制地域の範囲】

- 次の全線および両側500メートル以内の展望できる範囲(告示)
- ①鉄道、高速自動車国道、自動車専用道路、観光道路
- ②県境、空港、インターチェンジから道程3キロメートル以内の一般国道及び県道



2 これまでの経緯

・高速自動車国道のインターチェンジ周辺規制については、供用開始の度に、新たに供用されるインターチェンジ 周辺に「第2種特別規制地域」としての規制をかけている。

(「県外からの来訪者がICから降りて最初に目にする景観」を良好にするという趣旨)

・一方で、高速自動車国道のネットワークに繋がっていない自動車専用道路(尾花沢新庄道路、新庄北道路) については、上記とは別に、将来、高速自動車国道と繋がり、県外の来訪者が乗り入れできる状態になるタイミングで当該規制に組み入れる、特例的運用をしてきた。

3 特例的運用の終了

・東根北ICから村山本飯田IC間の供用開始(10/29)及び泉田道路の供用開始(11/20)により、今年度中に新庄真室川ICまでが高速自動車国道ネットワークに繋がったことから、自動車専用道路(尾花沢新庄道路、新庄北道路、泉田道路)にあるインターチェンジ周辺の特例的運用を終了する。

①適用日 令和5年4月1日

②猶予期間 設置済みの屋外広告物で、新たな規制により不適合となるもの(既存不適格)については、

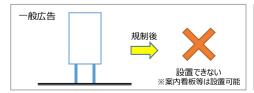
是正の猶予期間を「適用日から5年又は当該屋外広告物の耐用年数」とする。

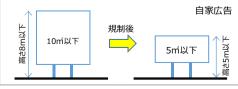
※本来は「供用開始から5年」だが、供用済み区間への規制となることから特別に配慮するもの。

- ③運用通知日 令和4年12月(総合支庁等による訪問・窓口での周知、関係団体や講習会等での周知)
- ④規制により既存不適格となる屋外広告物の件数

	野黒沢IC	尾花沢北IC	川原子IC	舟形IC	新庄IC	新庄鮭川IC	新庄真室川IC	合 計
一般広告	0	0	2	5	7	5	4	23
自家広告	6	10	6	10	70	33	15	150
合 計	6	10	8	15	77	38	19	173

⑤規制による影響





※()内は仮称

⑥駆け込み防止措置

駆け込み防止のため、運用通知日(令和4年12月)から適用日(令和5年4月1日)までの間に 設置された屋外広告物は、上記②とは異なり、猶予期間は「適用日から5年と短縮する。

